

取引基本契約書 (TERMS AND CONDITIONS OF SALE)

1. 承諾

本書類は、マブチモーター株式会社、またはその子会社あるいは関連会社（「売主」）による、ここに記載された商品またはサービス（「商品」）を、本書類の取引条件および添付書類に基づき、買主（「買主」）に販売するオファーまたはカウンターオファー（「オファー」）を構成する。本資料は、買主が提出したオファーまたはカウンターオファー、または購入注文の承諾ではなく、本オファーおよび本オファーから生じる契約（総称して「本契約」）は、全ての取引条件に対する買主の同意が明示的に条件付けられる。売主が注文を承諾することは、本書類に記載されるすべての取引条件に買主が同意することを条件とし、これらの取引条件に対する買主の同意は、注文された商品の全部または一部を買主が受け入れることによって確認されるものとする。

買主は、売主から商品を購入する注文を出すか、注文書が要求する商品の全部または一部を受け入れることにより、取引条件に同意したことを認める。売主は、買主からの見積りの要求、提案の要求、注文書、または以前にまたは将来的に買主から売主に提供される文書やメッセージに含まれる追加されたまたは異なる取引条件に対して異議を唱えるものとする。

注文書またはその他の文書に、売主の承諾に含まれる取引条件と反する条件が含まれている場合、売主による注文の承諾は、反する条件に同意したものと解釈されず、売主による取引条件の放棄またはそのような追加の条項の承諾を構成するものとは認められない。売主の執行役員が書面で明確に同意しない限り、そのような追加または異なる取引条件が効力を有することはない。

2. 変更

本契約は、本件に関する両当事者間の完全な理解を構成し、以前の議論、交渉、合意、および理解に優先する。本契約の変更は、書面により行われ、各当事者の正式な代表者による署名がある場合にのみ有効とする。

3. 配送および販売条件

別段の合意がない限り、売主は売主の標準的な梱包とラベルを使用し、フルパレットの数量で出荷するものとする。別段の合意がない限り、商品の配送は、インコタームズ2020のFCA条件に基づいて、売主が指定した地点または施設（「配送地点」）に対して行われる。関税、税金、通関手数料は買主の責任である。買主の注文および/または配送スケジュールは、希望する配送日より、売主指定のリードタイム（「注文リードタイム」）を取り発行する必要があるため、購入義務は取消・変更不可とする。注文リードタイムは16週間以上である。

緊急輸送の航空貨物または代替の陸送は、買主の要求に応じて、買主のみの負担で利用できる場合がある。買主は、配送地点から買主の目的地までのすべての輸送手配と費用に責任を負うものとする。買主は、商品の買主の注文スケジュールで要求する配達日から30日以内に、商品の集荷、配達、購入を完了する義務がある。売主は、売主の故意または過失によるものではない配達遅延については責任を負わないものとする。

売主は、通常の場合に物品を受領するはずの日付から7日以内に買主が書面で不着を通知しない限り、商品の不着について責任を負わないものとする。商品の不着に対する売主の責任は、合理的な期間内に商品を交換することに限定される。

4. 損失のリスク

別段の合意がない限り、商品の所有権、紛失または損傷のリスク、およびクレーム、配送、および該当する場合は配置と保管の追加の費用と責任は、未払品に対する売主の権利を保留しながら、売主による配送地点での配送時に売主から買主に移転する。

5. セキュリティ契約と保険

本契約に基づき支払う価格の支払いおよび契約に基づくすべての買主の義務の履行を確保するために、買主は (i) すべての商品に対する購入金の担保権を売主に付与する、(ii) 自己の財務諸表およびその他の文書を売主によるファイルのため提出し、かかる商品の権利を保護するために売主が合理的に必要なまたは推奨する場合があるため、かかるその他の文書の実行およびその他の行為を行うことに同意する。買主が契約の取引条件に違反した場合、売主は、他の損害とともに、諸費用および弁護士費用の権利を与えられるものとする。

売主が本契約に基づき支払われるべき価格の全額を受け取るまで、買主は (i) 同じまたは類似の事業に従事し、同様の場所に所在する企業が慣例としているような金額およびリスクに対し、すべての商品をカバーし、売主を被保険者、または共同被保険者とする保険に加入し、売主の要求に応じて、売主が納得できる様に、当該保険の証拠を売主に提供し、(ii) 売主の要求に応じて、商品の紛失または損傷に対し、適切に保険をかけるために必要または望ましいすべてのことを行うものとする。

6. 支払い

別段の合意がない限り、販売は発注時前払いとする。注文の支払条件の発注時前払いからの変更は、売主が書面で承認する必要があり、売主の独自の裁量により変更される。

買主が期日に請求額を支払わなかった場合、または売主の判断にて、出荷前であればいつでも、買主、買主の親会社、関係会社、グループ会社または買主が支配し、支配を受け、または共通の支配下にあるいかなる会社（総称して「買主の関係会社」という。）の財政状態が信用度の延長が相応しくないと認められる場合、売主は未払い額が全額支払われるまで、保留中または将来の出荷を停止し、または前払いを要求するか、買主に通知して支払い条件を変更することができる。

買主の行為により発生するすべての遅延は、買主の負担となる。売主は、そのような遅延に起因する費用の合理的な料金を査定する権利を留保する。すべての出荷は、その後の納入に関係なく、個別に請求され、支払われる。法律で許されている最高利率の利息が、すべての延滞に対し、請求される。買主は、売主に対し、支払い期限を過ぎた金額を回収するために発生したすべての費用（弁護士費用および訴訟提起の費用を含む）について売主に払い戻すものとする。売主またはその関連会社に対する相殺または回収に関する買主が申し立てられた権利に関して紛争が当事者間で発生した場合、当事者はかかる紛争を解決するために誠実に協議するものとする。

7. 価格

特に明記しない限り、価格は出荷時に有効なものとする。本書面の添付ファイルに他の条件が明記されていない限り、すべての価格は米ドルで見積もられ、支払われる。別段の合意がない限り、見積価格には、商品販売に課せられる税金は含まれない。製造業者の税金、職業税、使用税、消費税、物品税、物品・サービス税 (GST)、付加価値税、関税、通関、検査またはテスト費用、または政府機関が課すあらゆる性質のその他の税金、手数料、利子または料金（国内または国外、連邦、州または地方にかかわらず）等、売主と買主間の取引によって見積りまたは請求された価格（売主に課せられた所得税は除く）が、商品の価格に加えて別途請求され、買主が支払うものとする。

買主は、その様な税金を売主に払い戻すか、売主が容認できる非課税証明書を提供することに同意する。

8. 商品の変更

買主は、商品の仕様および出荷指示の変更を書面で要求することができる。そのような要求を受け取った後、可能な限り迅速に、売主はそのような変更が可能かどうか、実行可能な場合は、そのタイミング、価格、仕様、および出荷スケジュール等、契約の修正が必要な箇所を、買主にアドバイスする。

契約の修正案が買主により書面で受け入れられた場合、売主は、影響を受ける商品について、要求されている変更を行うものとする。

売主はいつでも、売主の判断により商品や生産効率の改善となるような商品の変更を実施できる。売主は、政府機関が決定する優先順位または規制、または売主からの材料入手不可のために、入手できない材料に代えて適切な代替品を供給することができる。

9. 輸出梱包および書類

本別段の合意がない限り、売主は自己の標準的な梱包とラベルを使用し、フルパレットの数量で出荷するものとする。価格には売主の標準的な商業用輸出パッケージが含まれるが、出荷が航空便か船便かにより異なる。

買主は、買主の仕様を満たすために必要なすべての追加費用を負担するものとする。梱包には買主の指示に従ったマークが施される。売主は、パッキングリストおよび買主が、その代理人が輸出をする為に必要な文書を準備できるよう売主に通知したその他の情報をあわせて提供するものとする。

関税を目的として、買主は、各貨物の最速な通関を確保するために、商品および各出荷の適切な分類に必要なすべての必要な情報および支援を売主に提供するものとする。売主の書面による事前承認および買主による送料の前払いがなければ、配送用備品を売主に返却することはできない。

10. 限定保証

a. 売主は、納入日から90日間適用される限定保証を提供する。売主は、すべての商品が、マブチ納入仕様書に記載されている最終仕様に適合していることを保証する。買主は、受領時に商品の完全性と外傷の有無を検査し、欠陥や損傷があればすぐに報告することに同意する。売主は、商品の機能に影響を及ぼさないわずかなまたは表面的な外部欠陥については責任を負わないものとする。保証期間中の欠陥の申し立ては、欠陥の発見から30日以内に行わなければならない。

b. 第10条にて定められている場合は除き、売主は、商品性、特定目的適合性について、明示、黙示を問わず保証しない。上記の保証は、他のすべての明示的または黙示的な保証に代わるものである。売主は、商品性または特定目的適合性の黙示的な保証、および取引の使用または取引の過程から生じるいかなる保証も、明示的に否認し、除外する。

c. 買主は、単独でまたは他の商品と組み合わせて使用したかどうかにかかわらず、商品の使用に起因するすべてのリスクと責任を負うものとする。

d. 第10条に規定されている保証は、以下に起因する欠陥または損傷の場合には適用されない：(i) 買主またはそれに続くバイヤーまたはユーザーが、運用または保守のガイドライン、パラメーター、または要件を遵守しなかった場合。(ii) 落下、異物による汚染、過度の負荷、力または不適当な電圧の適用、売主、その従業員、代理人または下請け業者以外の者による商品または部品に対する破壊行為など、商品に対する酷使。(iii) 売主、その従業員、代理人、または下請け業者以外の者によって行われた変更、修正、追加、または修理。または、(iv) 火災、風水害、あられ、落雷、電気サージまたは故障、地震、盗

難、または売主、その従業員、代理人、または下請け業者の過失によるものではない、またはそれらに起因しない同様の原因による事故または損傷。

11. 特許・商標・著作権

a. 売主は、自己の費用で、契約に基づき売主が製造した商品による特許、商標、または著作権の侵害が発生し、そのような侵害が、契約の目的のもとで売主によって販売され、買主のビジネスにおいて、商品またはその部品の使用により、直接発生した場合、関連する範囲で、第三者が買主に対し提起した訴訟を防御または解決するものとするが、買主は、以下を履行していることを条件とする：(i) 契約通り期日までにすべての支払いを行っている、(ii) かかる訴訟について書面で直ちに売主に通知している、(iii) 買主に提供されたすべての一連の行為や書類の受領後、速やかに売主に伝えている、(iv) 買主のまたは売主のいずれかの弁護士を通じて、かかる訴訟を防御することを売主に許可している、そして(v) 売主がこれらのことを実現するために必要なすべての情報、支援および権限を売主に与えている。

b. 本契約に基づき、買主に販売された商品が、控訴のできない最高裁判所判決により、特許権侵害をしている為、使用を禁止されている場合、または、商品の将来的な使用を不可能とする調停または和解を売主が、書面により承認した場合には、売主は(i) 侵害が直接起因する範囲内で、その訴訟における控訴のできない損害額の最終裁定分を支払うものとする、また(ii) 自己の費用および選択にて、(A) 買主のために、契約にて意図されている範囲内で商品を使用し続ける権利を調達する、(B) 商品を変更して非侵害品にする、(C) 商品を非侵害商品と交換する、または(D) 買主が商品を売主に返品後、買主が支払った価格を払い戻す。本契約第11条は、特許、商標、または著作権の侵害に関する売主の唯一の義務と買主の唯一の救済策を定める。なお、特許、商標、著作権の侵害に対する売主の責任は、本契約に基づき、買主が支払う価格を超えないものとする。

c. 売主は、商品に関連する、または商品に組み込まれているすべての知的財産権（関係する法域における、特許、商標、著作権、および同様の知的財産権を含む）を所有しており、今後も引き続き所有するものとし、かかる知的財産権は、売主から購入した商品を買主が製造または販売する商品に組み込む限定的な権利を除き、買主に譲渡またはライセンス供与されないものとする。

12. 救済の制限

a. 売主には、買主による不良の主張を調査するための合理的かつ迅速な機会を与えられるものとする。

b. 買主は、買主に対する唯一かつ排他的な救済策が、商品の修理または交換、または売主の選択による購入価格の払い戻しに限定されることに同意する。この独占的救済は、売主が不良品を修理または交換する意思がある限り、その本質的な目的が失われたとは見なされないものとする。

13. 損害の制限

a. 契約上の損害および人や物に対する傷害等、すべての損害に対する売主の責任の最大額は、売主の契約違反、保証違反、過失、無過失責任、またはその他の不法行為に起因するものであるにせよ、クレームで問題となっている商品の購入価格を超えない額に制限される。

b. いかなる場合においても、売主は、収益および利益の損失、および/またはリコール費用および第三者の請求を含む所有物の修復に関する金銭的要求等、付随的、間接的、結果的、または懲罰的損害について、たとえ、そのような損害の可能性について知らされていたとしても、買主に対し、責任を負わないものとする。

c. 本契約上にそうでない旨があったとしても、売主は買主またはその下請け業者から売主に提供された情報に関して、一切の責任を負わないものとする。

d. 両当事者は、上述の排他的救済措置がその本質的な目的を達成できなかつたと見なされた場合でも、第13条に規定されている損害制限規定が買主と売主との間で存続していることを認め、同意する。

14. 機密保持

a. 本契約に従い売主または売主の代理人から買主が受け取ったすべての情報や資料(アイデア、コンセプト、設計、プロトタイプ、製品構成、発明、方法、手順、システム、計画、モデル、プログラム、ソフトウェアまたはコード、データ、仕様、図面、図、フローチャート、ドキュメント、ノウハウ、著作成果物、および売主が専有または機密であると見なすその他の主題、資料、または情報、および/または知的財産権を供与し、または発生させる法律に基づく保護の資格があるもの等、本契約において総称して「秘密情報」と呼ぶ。)は、売主の財産であり、売主が書面にて逆の意思を示さない限り、買主は機密として扱うものとする。

b. 買主は、状況に応じて合理的な秘密情報の機密性を保護するための措置を講じることに同意し、秘密情報の損失、誤用、または不正な開示について直ちに売主に通知する。

c. 買主は、機密性、所有権、または同様のマーキングを秘密情報から削除しないものとする。本契約の終了後直ちに、すべての秘密情報およびコピーを売主に返却するものとする。

d. 契約または関連する注文に関連して売主が作成、考案、開発、または取得した秘密情報は、専ら、売主に利益をもたらすものとする。売主により義務が課された、または課されていたにもかかわらず、売主の事前の書面による同意なしに第三者に秘密情報を開示しないものとする。この義務は、かかる秘密情報に関連する、または使用する商品の購入注文が有効である限り、およびその後2年間継続するものとする。ただし、営業秘密を構成するために売主が指定した秘密情報に関する機密保持義務は、当該情報が営業秘密として保護される権利がある限り継続するものとする。

e. 本契約における秘密保持義務は、以下の情報には適用されない：

(i) 買主の過失によらず公知となったもの

(ii) 開示を受けた時に、既に買主に知らされていたもの、または、買主が所有していたもの

(iii) 秘密情報を利用、または参考とする事なく、買主が独自に開発したことを証明できるもの

(iv) 第三者から秘密保持義務を負うことなく、合法的に入手したもの

f. 裁判所または政府機関からの要求または命令に従い買主が秘密情報の開示命令を受けたとき、そうすることが法律で認められている場合には、買主は、速やかに売主に通知し、その様な要求、命令に対し、売主が異議を唱えることを支援する、または、開示前の売主の権利を保護するため、合理的な措置をとるものとする。

15. 買主の財産

本契約の履行のために売主の管理下に置かれた買主のいかなる財産も売主の保険でカバーされないものとし、火災、水害、強盗、盗難、市民による暴動、または売主の制御が及ばないあらゆる出来事により、資産が損失または損傷した場合、売主は危険を負担しないものとする。

16. 不可抗力

売主は、注文の履行の遅延または不能、または制御不能な原因に起因する配達のリターンまたは遅延について責任を負わないものとする。そのような原因には、天災、買主の行為、政府の行為(正当化されているかどうかにかかわらず)または公共の敵、火災、爆発、地震、津波、洪水、伝染病、病気、検疫規制、ストライキ、ロックアウト、労働争議、貨物の通商禁止、戦争(宣言され、または宣言されていない)

い)、テロ行為、暴動、暴動、内乱、輸送手段への事故、悪天候、またはそのような原因による原料などのサプライヤーの債務不履行が含まれる。

17. 法律およびポリシーの遵守

買主は、適用されるすべての法律、規制、条例を遵守するものとする。買主は、本契約に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、認可、免許、同意、および許可を有効に保持するものとする。買主は、本契約に基づく商品の販売または買主による商品の再販に関与するすべての国のすべての輸出入法を遵守するものとする。買主は、政府の輸入通関を必要とする商品の発送についてすべての責任を負う。政府当局がダンピング防止または相殺関税またはその他の商品に対する罰則を課す場合、売主は本契約を終了することができる。

18. 解約

a. 売主の見積りに異なる期間が明示されていない限り、契約の期間は1年とする。どちらの当事者も、90日前の書面による通知により契約を終了できる。買主による終了の場合、買主は売主に以下を支払うものとする。

- (i) 契約または関連する注文に基づく、完成品（またはそのコンポーネントまたはコンポーネントのユニット）の合意価格。ただし、終了通知の前に買主が発行した年間購入スケジュール、注文、または売主が推定した商品の年間生産計画に基づく注文リードタイムに相当する期間（16週間以上）に供給される完成品の価格を含む；
- (ii) 売主が指定した期間（部品や原材料の特性に基づき決定され、注文リードタイムの25%以上）の商品製造に準備された、または準備される部品および原材料の価格；
- (iii) (i) および (ii) 以外の、買主に供給する商品、半製品、関連部品、および原材料の既存の在庫の価格；
- (iv) 契約または関連する注文に基づく業務に直接関連し、売主が負担したその他すべての費用；
- (v) 下請契約のキャンセル料、梱包、保管場所への移動、再在庫の費用を含む、契約または関連する注文のキャンセルに関して売主が負担するその他すべての費用；
- (vi) (i) から (v) の合計の15%。

(i) から (vi) の金額は売主が計算および決定し、遅滞なく買主に通知される。売主が上記のキャンセル料をすべて受け取るまで、キャンセルされたすべての商品は、商品の完成状態に関係なく、売主の排他的所有に服する。

b. 以下のいずれかの事象が発生した場合、この契約に定められた救済策に加えて、売主は、買主に何ら責任を負うことなく契約の全部または一部を直ちに解約し、買主の注文をキャンセルすることができる。またそれらが原因で発生した損害賠償を買主に請求できる。

- (a) 買主が支払期日が到来した売主に対する債務金額を支払わない。
- (b) 買主が契約に基づく義務の重大な違反を犯し、売主からの通知を受け取ってから合理的な期間内には正しない。
- (c) 買主・買主の関係会社が支払停止となる（手形・小切手不渡りを含む）。
- (d) 買主・買主の関係会社が、(i) 一般債権者のために資産譲渡を行う、(ii) 破産手続を開始する、(iii) 法律に基づいた再生・更生その他同様の手続を開始する、(iv) 裁判所から買主・買主の関係会社の（実質的に）すべての資産を管理し、資産、事業の清算を行う手続の管理者、清算人、受託者または譲受人の指名・管理について裁判所に同意する、または (v) 上記と同様の手続を開始する。

- (e) 上記 (d) に関して、第三者から買主・買主の関係会社に対する同様の手続きが開始され、合理的な期間内に裁判所によって却下されない。
 - (f) 買主・買主の関係会社が資産の差押え、公売、公権力の処分を受ける、あるいは受けうる司法上その他の公的な手続の対象となる。
 - (g) 買主・買主の関係会社が解散を解決するか、清算手続に入る。
 - (h) 買主・買主の関係会社が重大な法律違反を犯したか、事業停止または営業許可取消などの行政処分を受ける。
 - (i) 買主・買主の関係会社の信用または財政状態が悪化している、または悪化しているとみなされる合理的な理由がある。
 - (j) 買主・買主が支配権の変更を行う。本項で、「支配権の変更」とは、(実質的に)すべての資産の譲渡、合併、50%超の株式・持分または50%超の取締役会もしくは同様の決定機関の任命権の移転、または買主・買主の関係会社経営の管理・方針指示の権限の移転、またはそれらと同等の事象をいう。
 - (k) 買主または買主の関連会社の買主・買主の関係会社の製品の欠陥により、主要な大規模な製品リコールまたは同等の重大な品質問題が発生する。
 - (l) 上記 (a) ~ (k) に相当する事象が発生する。
- c. 契約が第18.b項に従って解約された場合、売主からの要求に応じて、売主に対する買主のすべての支払い義務についての期限の利益は失われ、買主に直ちに支払う義務が生じる。

19. 一般条項

- a. 可能な限り、契約の各条項は、適用法の下で有効であるように解釈されるものとする。ある国(法域)で禁止されている、または実施できない本契約の条項は、その国(法域)に関して、本契約の残りの条項を無効にすることなく、または他の国(法域)におけるかかる条項の有効性または実施可能性に影響を与えることなく、そのような禁止または実施不能の範囲で無効となるものとする。当事者は、禁止されているまたは実施できない規定と同じビジネス目的を達成する実施可能な規定を代わりに使用するものとする。
- b. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする(法の抵触に関する原則を参照しない)。本契約、本契約に基づく当事者の権利および義務は、1980年国際物品売買に関する国連条約には準拠しない。
- c. 契約の範囲外で、当事者間で発生する可能性のあるすべての紛争、論争、相違は、国際商業会議所規則に基づいて行われる東京での仲裁により最終的に解決されるものとする。
- d. 売主が権利または救済策を行使しなかった場合、または売主が部分的支払いまたは滞納した支払いを受け入れた場合であっても、本契約に基づく売主の権利または買主の義務の放棄とはみなされないものとし、即座にまたはその後、買主の債務不履行を宣言する売主の権利の放棄を構成するものではない。
- e. 本契約または本契約に基づく権利または義務の譲渡は、売主の書面による事前の同意なしに買主が行うことはできない。適切に譲渡が行われた場合、本契約は買主の後継者および譲受人の利益を拘束し、効力を生じる。
- f. 本契約の条項を売主が実行した場合、本契約の実行および買主が売主に対して負っている金額を回収するために負担した弁護士費用等、買主はすべての費用について売主に対して、責任を負うものとする。
- g. 売主との関係において、買主は独立した契約者とする。本契約のいかなる場合も、買主が売主の従業員、代理人、またはパートナーと見なされるものと解釈されることはないものとする。本契約は、本契約の当事者およびそれぞれの後継者と認められた譲受人以外の第三者に権利または救済を付与するものではない。